

令和9年度の飯塚市における建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等業務の請負、物品の供給、役務(サービス等)の提供の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格、申請の時期等を定めたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)第5条第2項及び第35条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月4日

飯塚市長 武 井 政 一

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 建設業者の場合

- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- イ 国税、県税及び市税を滞納していない者
- ウ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- エ 希望する工種について、令和8年3月31日までに建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する許可を取得し、建設業を営んでいる者
- オ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査結果を提出できる者

(2) 測量・建設コンサルタント等業者(以下「建設コンサルタント等業者」という。)の場合

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- イ 国税、県税及び市税を滞納していない者
- ウ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- エ 希望する業務に関する登録証明書又は登録(更新)通知書の写しを提出できる者

- 測量・・・・・・・・・・・・・・・・登録証明書(写)
- 土木関係建設コンサルタント・・・・・・・・登録(更新)通知書(写)
- 建築関係建設コンサルタント・・・・・・・・建築士事務所登録証明書(写)
- 地質調査・・・・・・・・・・・・・・・・登録(更新)通知書(写)
- 補償コンサルタント・・・・・・・・登録(更新)通知書(写)

- (3) 物品の供給、役務(サービス等)の提供の業者(以下「物品・役務等業者」という。)の場合

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。

イ 国税、県税及び市税を滞納していない者

ウ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

2 市内及び市外業者等の区分

(1) 建設業者の場合

ア 市内業者

建設業を営む者の住所(法人の場合は本店の登記所在地及び建設業許可所在地、個人の場合は建設業としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所)が飯塚市内にあり、市内で1年以上の営業の実績がある者

イ 市外業者

建設業を営む者の住所(法人の場合は本店の登記所在地及び建設業許可所在地、個人の場合は建設業としての主たる営業所の許可所在地又は個人の住所)が飯塚市外にあり、1年以上の営業の実績がある者

(2) 建設コンサルタント等業者の場合

ア 市内業者

測量・建設コンサルタント等業務を営む者の住所(法人の場合は本店の登記所在地、個人の場合は主たる営業所の所在地及び個人の住所)が飯塚市内にあり、市内で1年以上の営業の実績がある者

イ 市外業者

測量・建設コンサルタント等業務を営む者の住所(法人の場合は本店の登記所在地、個人の場合は主たる営業所の所在地又は個人の住所)が飯塚市外にあり、1年以上の営業の実績がある者

(3) 物品・役務等業者の場合

ア 市内業者

物品の供給、役務(サービス等)の提供業務を営む者の住所(法人の場合は本店の登記所在地、個人の場合は主たる営業所の所在地及び個人の住所)が飯塚市内にあり、市内で1年以上の営業の実績がある者

イ 市外業者

物品の供給、役務(サービス等)の提供業務を営む者の住所(法人の場合は

本店の登記所在地、個人の場合は主たる営業所の所在地又は個人の住所)
が飯塚市外にあり、1年以上の営業の実績がある者

ウ 準市内業者

市外業者で、市内に1年以上の営業実績のある営業所等を有し、その営業所等に入札・契約の締結等の委任行為を行っている者

3 受付期間

(1) 建設業者(市内)

令和8年12月14日(月)から令和9年1月15日(金)まで

(2) 建設業者(市外)

令和9年1月25日(月)から令和9年2月5日(金)まで

(3) 建設コンサルタント等業者(市内・市外)

令和8年11月16日(月)から令和8年11月27日(金)まで

(4) 物品・役務等業者(市内・準市内)

令和8年10月26日(月)から令和8年11月6日(金)まで

(5) 物品・役務等業者(市外)

令和8年10月5日(月)から令和8年10月16日(金)まで

4 受付方法

郵送にて受付（簡易書留、レターパックプラス等の追跡可能な郵送方法に限る。）

5 郵送先

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 行政経営部契約課

6 資格の有効期間

(1) 建設業者(市内)

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

(2) 建設業者(市外)

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 建設コンサルタント等業者(市内)

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 建設コンサルタント等業者(市外)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 物品・役務等業者(市内・準市内)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(6) 物品・役務等業者(市外)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

7 その他

申請書提出要領及び各種様式等は、飯塚市のホームページからダウンロードできます。(受付期間の約 1 ヶ月前に掲載する予定です。)

飯塚市ホームページアドレス <https://www.city.iizuka.lg.jp/>

【トップページ > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > 業者登録 > 入札参加資格審査申請（指名願の申請受付に関すること）】